

静岡県公安委員会規則第2号

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月6日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則（平成25年静岡県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(位置情報記録・送信装置の範囲)</u></p> <p>第2条 条例第4条第1項第9号の公安委員会規則で定める装置は、<u>地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。</u></p> <p><u>(位置情報の取得方法)</u></p> <p>第3条 条例第4条第1項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法</u></p> <p>(2) <u>位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）</u></p> <p>(3) <u>位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法に</u></p>

より取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。)

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第4条 条例第4条第1項第10号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

(公安委員会規則で定める地域)

第5条 (略)

(命令)

第6条 (略)

別表 (第5条関係)

(略)

(公安委員会規則で定める地域)

第2条 (略)

(命令)

第3条 (略)

別表 (第2条関係)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（表）

命 令 書		第 号
住 所		
氏 名	殿	
生年月日	年 月 日生（ 歳）	
<p>静岡県迷惑行為等防止条例（昭和38年静岡県条例第46号）第10条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、次のとおり命じます。</p>		
1 命令内容		
<input type="checkbox"/> 違反行為をやめること。		
<input type="checkbox"/> 違反を是正するために必要な措置をとること。 （措置内容 _____）		
2 違反事項		
(1) 日時		
	年 月 日	時 分頃
(2) 場所		
(3) 内容		
次に掲げる者となるよう <input type="checkbox"/> 人に呼び掛け		
<input type="checkbox"/> ビラ、パンフレットその他の物品を配布（提示）し て誘引		
<input type="checkbox"/>		
したもの		
<input type="checkbox"/> 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したもの（接触等卑わいな行為を伴うものを除く。）の提供を受ける客		
<input type="checkbox"/> わいせつな見せ物、物品若しくは行為若しくはこれらを仮装したものを提供する行為又は歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為若しくはこれを仮装したものを提供する行為に係る営業に関する情報の提供を受ける利用者		
<input type="checkbox"/> 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの（午後10時から翌日の午前6時までの間に提供されるものに限る。）の提供を受ける客		
<input type="checkbox"/> 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為（接触等卑わいな行為を伴うものを除く。）に係る役務に従事する者		
年 月 日		
		所属 階級 氏名
		㊟

（注） 該当する□にレ印を付すこと。

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。